平成２５年（フ）第３１７号
千葉県柏市伊勢原１丁目５番13号
破産者　岡崎　祐太
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２０８号
鹿児島県鹿児島市油須木町306番地１
破産者　有限会社池水電設工業
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３７４号
札幌市豊平区平岸５条10丁目６番１号
破産者　有限会社エトセトラ
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１６号
茨城県古河市上大野2371番地の４
破産者　株式会社飯田産業
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１３３５号
千葉県船橋市習志野台８丁目45番17号
破産者　株式会社下総重機
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９０２号
千葉県東金市山口888番地34
破産者　川村　國雄
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２１８号
千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目５番18号
破産者　株式会社イーステップ
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３２３号
千葉市若葉区貝塚町372番地１　生活支援集合住宅ふるさと
破産者　宮本　和昌
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４３４号
千葉市中央区生実町1802番地の１
破産者　株式会社ニチウン自工
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４３５号
千葉市中央区生実町1802番地１
破産者　齋藤　英樹
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４９７号
千葉県船橋市湊町３丁目６番18号
破産者　寺岡　久子
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７４０号
横浜市南区万世町２丁目28番地ライオンズマンション101号
破産者　有限会社アールアンドシー
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０号
相模原市南区東林間４丁目４番３号　メゾン寿々木101、登記簿上の住所相模原市南区南台３丁目11番15号
破産者　有限会社ギミック
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８６号
富山市三上84番地１
破産者　有限会社メイ・タック
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０５号
福井県坂井市坂井町長屋第71号１番地１
破産者　井上プリーツ株式会社
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１８号
福井県越前市寺地町19号17番地
破産者　株式会社稲田プロジェクト（旧商号稲田眼鏡株式会社）
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
福井市高柳町第20号22番地の１
破産者　有限会社ワンズマインド
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１３８号
名古屋市天白区一つ山17番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市天白区元植田一丁目904番地
破産者　有限会社キュージィーヌカンパニー
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６１号
名古屋市天白区植田南２丁目604番地
破産者　三友商事株式会社
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６３号
名古屋市中区丸の内２丁目２番５号　ヒビノ・オフィスラインズ３B、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区丸の内２丁目２番５号
破産者　有限会社WEX・ａｔｅｌｉａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４号
三重県北牟婁郡紀北町海山区小浦293番地１
破産者　中井椎茸こと　中井　隆一
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部